

議員提出第十七号議案

新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業の延長等を求める意見書

我が国で初めて新型コロナウイルスの感染例が確認されて二年半余りが経過し、その間、七回の大きな感染拡大の波を経験した。

国が国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復を目指し、行動制限の緩和の取組を進めている中で迎えた第七波では、これまでにないスピードで新規陽性者数が増加し、全国の一日の新規陽性者の数が二十万人を超える日が続いた。

猛威を振るった第七波も、八月十九日に全国の新規感染者数が過去最多となった後、減少傾向を見せているものの、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上げが減少し、業況悪化を来す事業者は、依然として数多くある。

このような事業者を支援する目的で政府系金融機関により実施されている「実質無利子融資」は、多くの事業者の経営を支え、経営の継続と働く意欲をつなぎとめる非常に重要な事業である。

今後、十一月以降に新規感染者が増えてくる可能性が言われるなど未だ新型コロナウイルス感染の収束に向けた光が見えない中、国は、業績悪化に苦しむ事業者を支えてきた「実質無利子融資」を九月末で終了することを発表した。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」は来年三月末まで継続することだが、「特別利子補給事業」の終了により、実質無利子で融資を受けることができなくなることは、疲弊した、飲食業や宿泊業などをはじめとする全国の個人事業主や中小企業にとっては、まさに死活問題である。

よって、国会及び政府におかれては、「特別利子補給事業」を更に延長し、又は同事業に代わる救済措置を講ずるとともに、個人事業主や中小企業の返済負担を軽減する措置を講ずるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年九月二十六日

大分県議会議長 御手洗 吉 生

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	寺田稔殿
財務大臣	鈴木俊一殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
経済産業大臣	西村康稔殿